

# 島根県産「つや姫」の取組みについて

島根県農林水産部農畜産課  
島根県農業協同組合

## 1 普及推進の考え方

本県平坦地域を中心に品質の低迷しているコシヒカリから「つや姫」への転換を推進し、安定した品質・収量の確保を図り、より一層の需要に応じた生産を図る。

## 2 「つや姫」生産者

特別栽培基準による栽培管理の徹底、適正な種苗管理などの観点から、登録された生産者（以下、「登録生産者」という。）による栽培とし、登録の要件等は、別紙1のとおりとする。

## 3 栽培技術等

### (1) 栽培方法

「特別栽培基準」での栽培とする。

なお、慣行レベルは県公表の「特別栽培農産物に係る表示ガイドラインに基づく慣行レベル一覧表」における「水稻（コシヒカリ以外）」とする。また、農薬については、島根県農業協同組合（以下、「JAしまね」という。）が定める「つや姫」統一防除暦を基本とする。

	県慣行レベル		特別栽培基準
節減対象農薬の使用回数	20回(成分)	5割 以下	10回(成分)
化学肥料の窒素分量	8kg/10a		4kg/10a

### (2) 栽培技術指導

島根県農業技術センターにおいて作成された「つや姫」栽培の手引き及び「つや姫」栽培ごよみ、「つや姫」の特性と栽培上のポイントに基づき、関係機関が連携して登録生産者に対し技術指導を行う。

## 4 「つや姫」の匠

これまで『島根の「つや姫」マイスター育成要領』に基づき、地域の栽培技術向上に向けた先導的な役割を担う生産者をマイスターとして認定・育成し、技術面での課題解決や島根県産「つや姫」の品質向上に取り組んできた。

需要に応じた「つや姫」の生産量確保、実需者と結びついた販売力の強化をより一層進めるため、マイスターの枠組みを超え、より実需者と結びつく仕組みとして「つや姫の匠」認定制度を創設、令和3年度より本格的に制度を開始する。匠の選定・認定方法については、JAしまねが策定する『島根県「つや姫の匠」実施要領』によるものとする。

## 5 種子の配布

登録生産者に対し、JAしまね各地区本部を通じて10a当たり2.5kgを目安として有償配布する。JAしまね各地区本部は、管内の登録生産者に対し以下の遵守事項について適切に指導するものとする。

#### ※遵守事項

- ①育成県との「つや姫」種子利用許諾の条件により、第三者への種苗（購入種子及び増殖した種苗を含む）の譲渡は認められていないため、配付された種子は登録生産者が責任をもって取扱うものとする。
- ②「つや姫」の品質維持のため、自家採種は認めないものとする。

#### 6 JAしまねにおける「つや姫」の取扱い

島根県産「つや姫」の市場評価を確立するため、登録生産者は良質米生産に努めるとともに、特別栽培基準の米とし、統一防除暦のもの及びそれ以外のものを混合しないよう取り扱うものとする。

JAしまねは、別に定める「島根特別栽培米取扱要項」（平成27年4月制定）に基づき『特別栽培米』として取扱うものとし、同様に特別栽培米とそれ以外のものを混合しないよう、区分管理を徹底するものとする。

#### 7 その他

ここに定めるもののほか、本取組の実施に関し必要な事項は別に定める。

#### 附 則

本取組内容は令和3年1月6日から実施する。